



学術研究



水戸支部
加藤 尚弘

1. はじめに
再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、平成24年7月1日に導入され平成26年1月現在で、約一年半を経過した。

この制度の趣旨は、一定の買取期間に、一定の買取価格で電気事業者が再生可能エネルギーを買い取るというものである。平成25年度においては、太陽光について、買取期間20年で買取価格は37・80円となっている。設置により継続安定した収入を確保することができるといったメリットがあることから、再生可能エネルギーの固定買取価格制度の利用者は増加の一途をたどっている。

なっている(措置法10条の2の第6項、措置法42条の5第6項)。こうした背景から、法人のみならず、個人においても収支のシミュレーション計算を行い太陽光発電設備を

個人の太陽光発電設備による電力の売却収入の事業性についての考察

こうした事情から、一定の国税庁は質疑応答事例の(自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入)で、以下のように回答している。「…余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当する場合に

は事業所得に該当する場合にありますが、給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。…」また、注書きで「一般家庭で行

ては事業について明確な定義がなされていない。東京大学の金子宏名誉教授は、「事業とは自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動のことであって、農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・著述業等、種々の事業がある。事業と非事業との区別の基準は必ずしも明確でなく、ある経済活動が事業に該当するかどうかは、活動の規模と態様、相手方の範囲、種々のファクターを参考として判断すべきである」と解説している。また、国税不服審

判所の裁判事例集によると事業性については、①営利性・有償性の有無②継続性・反復性の有無③自己の危険と計算における企業遂行性の有無④その取引に費やした精神的あるいは肉体的労力の程度⑤人的・物的設備の有無⑥その取引の目的(その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点を総合して、判断することが相当としている。この7つの要件を「事業の7要件」と呼ぶことにする。すなわち、太陽光発電設備は、固定価格買取制度によって継続して売電収入が見込めるもの、設備投資に係る自己資金又は借入

金を要し、維持管理費用、設備の更新費用、自然災害、天候や環境の変化による変動リスクもはらんでいることから7要件を踏まえて事業所得に該当するという判断もあり得る。一方で、現実の税務行政においては、50kW以上でなければ事業に当たらないという対応も見られるところである。ちなみにこの50kWという基準は、50kW以上になると、電気事業法で発電所に規定され、高圧受変電設備であるキュービクルの設置とともに同法に規定する第42条の保安規程の届出と第43条の電気主任技術者の選任が必要になることに根拠を置くものと思われる。以上を踏まえて、先程の疑問に対する検討を行う。

6. 結論
日本標準産業分類には、「自家発電の事業も電気業に含まれる」とされる。すると、太陽光発電設備は、発電量の規模を問わず電気工作物であるから電気・ガス・熱供給業に分類される。そもそも50kW以上を事業判断の基準とする明確な指針は出されていない。太陽光発電設備による

設置するケースも多くなっている。法人については、一定の書類添付要件を満たしていれば、特別償却又は特別控除(資本金額の要件あり)を受けられることが可能である。しかし、個人については、事業所得であるか雑所得であるかによって、この制度の特例適用の有無が決まってしまう。これは、現在、個人がエネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合、その取得した個人の事業の該当性について明確な判断基準がないという問題がある。

2. 太陽光発電設備の事業性
2013年

われは太陽光発電であっても平成24年7月以降、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気的全量について電力会社に売却することが可能とされました(全量売電)。給与所得者がこの全量売電を行っている場合の売電収入も、それが事業として行われている場合を除き、雑所得に該当すると考えられます。…」と、「事業として行われている場合を除く」という条件付きで雑所得扱いを明示している。さらに、この付随業務についての補足説明を同事例(自宅兼店舗に設置した太

陽光発電設備による電力の売却収入)で、次のように行っている。「…そのため余剰電力の売却収入は事業所得の付随収入又は雑所得のいずれかに該当すると考えられますが、本件設備が店舗と自宅との兼用であるとしても、本件設備から発電される電力が現に事業所得を生ずべき業務の用に供されている限り、本件設備は減価償却資産(事業用資産)に該当しますので(所得税法9条1項19号)、その資産からもたらされる収入についてはすべて事業所得の付随収入とするのが相当で

ては、3(3)については余剰売電で事業所得を生ずべき業務の用に供している設備を有する事業者及び発電事業を行っている事業者以外は事業に付随していないという解釈ができてしまう。すると、国税庁によると、個人の太陽光発電設備による売電収入のほとんどは事業に該当しないと判断され、雑所得に該当することになる。もちろん事業の7要件を具備しているか否かを判断の根拠とすべきであるが、太陽光発電に係る売電収入の事業の定義すらない現状では、専ら解釈論という隘路に陥る危険すらある。

現在、インターネットでは太陽光発電設備を設置すると即時償却ができ、損益通算が可能であるというところを宣伝内容としているものがある。導入する前にも一度、事業の該当性の有無について検討を行うことは言までもないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い多くの個人が太陽光発電設備を設置して全量売電に参入している中で、未だ事業性についての明確な判断基準がないまま放置されている状況は、いたずらに税務の現場に大きな混乱を引き起すものと考えられる。早急な対応が求められる。

参考文献
「租税法」第十四版 金子宏
ハイボセティ・カルスタディ第2版租税法 岩崎政明
TAINSCOD F01
・054
TAINSCOD Z209
・7545

太陽光発電設備の売電収入に係る事業の該当性の有無については、質疑応答事例では明らかにされていない。そこで、国税庁の質疑応答事例では下記の疑問が生ずる。

1. 太陽光発電設備の売電収入
今回の再生可能エネルギー固定買取価格制度において太陽光発電設備を設置した場合における(1)給与所得者の売電収入(2)他に所得を有していない個人の売電収入(3)既個人事業者の売電収入(4)既個人事業者の該当性の有無についての疑問がある。

3. 事業とは
そもそも、所得税法におい

ては、3(3)については余剰売電で事業所得を生ずべき業務の用に供している設備を有する事業者及び発電事業を行っている事業者以外は事業に付随していないという解釈ができてしまう。すると、国税庁によると、個人の太陽光発電設備による売電収入のほとんどは事業に該当しないと判断され、雑所得に該当することになる。もちろん事業の7要件を具備しているか否かを判断の根拠とすべきであるが、太陽光発電に係る売電収入の事業の定義すらない現状では、専ら解釈論という隘路に陥る危険すらある。

5. 質疑応答事例の問題
国税庁の質疑応答事例

全量売電収入は、事業の7要件からは事業所得に分類できるものと判断される。

現在、インターネットでは太陽光発電設備を設置すると即時償却ができ、損益通算が可能であるというところを宣伝内容としているものがある。導入する前にも一度、事業の該当性の有無について検討を行うことは言までもないが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い多くの個人が太陽光発電設備を設置して全量売電に参入している中で、未だ事業性についての明確な判断基準がないまま放置されている状況は、いたずらに税務の現場に大きな混乱を引き起すものと考えられる。早急な対応が求められる。